

県内のゴルフ場における農薬の使用実態

条例で規定する法定外有害物質について、過去 5 年間（平成 22 年度から平成 26 年度）県内のゴルフ場で使用された農薬は 67 物質中 63 物質である。

また、以下の表は、国の指針の改正により、指針に基づく農薬及び指針値が見直された 12 物質の使用量を示している。

表 県内のゴルフ場における農薬の使用量

(単位 : kg)

農薬名		使用量				
		H22	H23	H24	H25	H26
オキシ銅 (別名有機銅)	殺菌剤	594.18	540.15	413.36	511.16	511.40
ピリダフェンチオン※	殺虫剤	0	0	0	0	0
アシュラム	除草剤	1782.23	1463.74	1736.01	1963.42	2243.66
テルブカルブ (別名 MBPMC) ※	除草剤	0	0	0	0	0
ベンスリド (別名 SAP) ※	除草剤	0	0	0	0	0
ペンディメタリン	除草剤	204.71	549.24	644.71	415.92	518.30
ベンフルラリン (別名ベスロジン)	除草剤	11.31	78.82	1.05	72.21	73.49
ジフェノコナゾール	殺菌剤	24.66	23.78	25.97	25.29	29.60
チフルザミド	殺菌剤	109.97	109.20	123.38	77.53	166.99
トリフルミゾール	殺菌剤	0	1.58	1.58	11.10	0
エトキシスルフロン	除草剤	6.53	15.32	6.63	4.75	11.36
MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩	除草剤	11.06	88.00	90.72	86.76	120.02
報告ゴルフ場数／調査対象ゴルフ場数		44/60	48/56	47/55	48/52	48/51

※ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく登録が失効した農薬